

2026年10月9日　第1回期日

－気候変動国家賠償請求事件－

気候正義（Climate Justice）

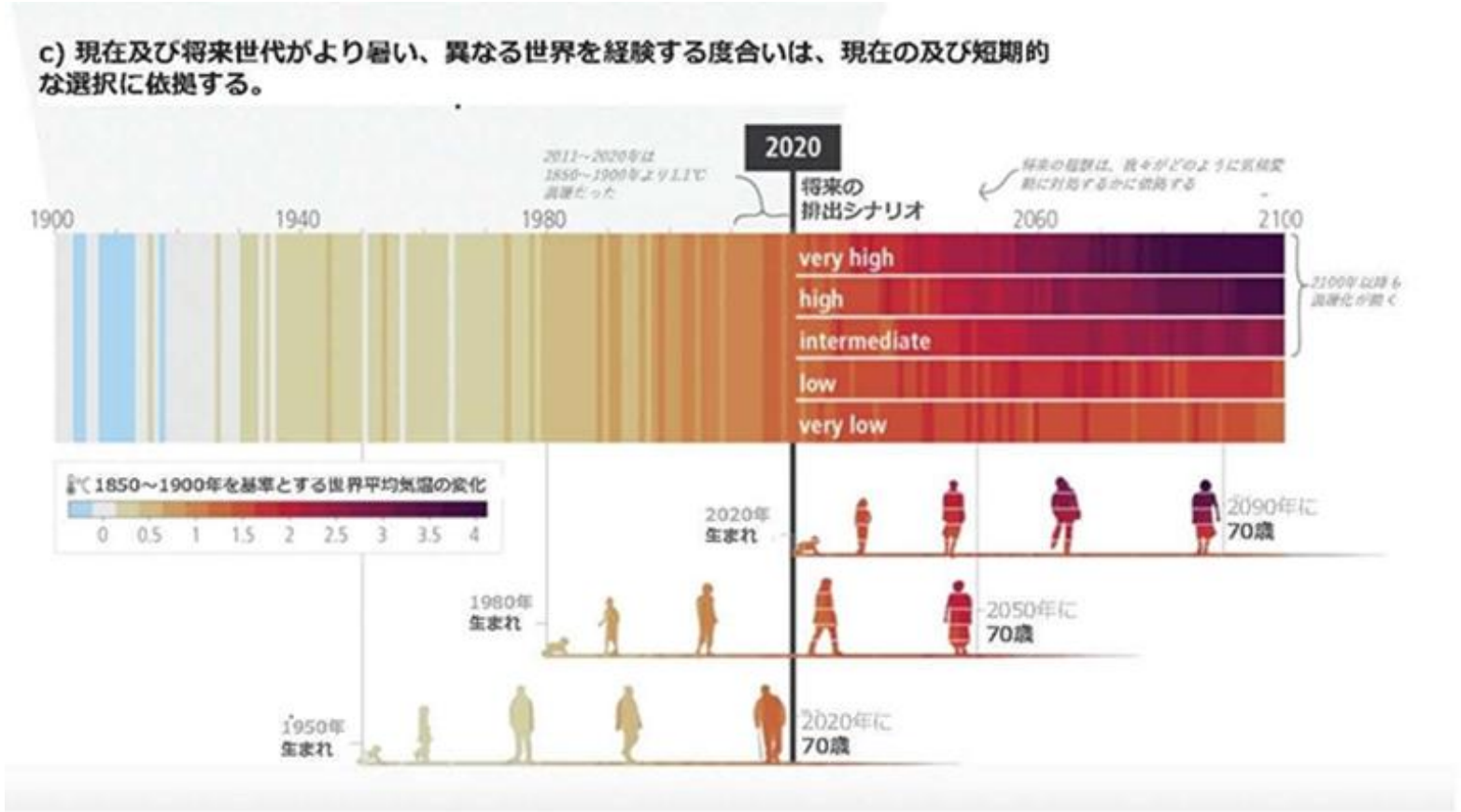

国際社会の動向

① 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）設立（1988年）
② 気候変動枠組条約（1992年） 198か国
③ COP3 京都議定書（1997年）
④ COP21 パリ協定（2015年）
⑤ COP26 グラスゴー気候合意（2021年）
⑥ IPCC「第6次評価報告書」（2022～2023年）

パリ協定

① 地球の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く抑え、1.5℃未満を努力目標とすること

② パリ協定は共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映するように実施されること
⇒ 先進国が先頭に立ち、削減目標に取り組むべきこと

③ 締約国は、国が決定する貢献（NDC）を策定、通知、維持し、目的達成を目指して国内の措置を推進すること

カーボンバジェット

気候変動を特定の確率で特定の水準に抑制するために
排出が許容される世界全体の人為的な累積CO_2排出量の最大値

		2019 年の排出水準からの削減量			
		2030	2035	2040	2050
オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を 1.5°C（>50%）に抑える	GHG	43 [34-60]	60 [49-77]	69 [58-90]	84 [73-98]
	CO_2	48 [36-69]	65 [50-96]	80 [61-109]	99 [79-119]
温暖化を 2°C（>67%）に抑える	GHG	21 [1-42]	35 [22-55]	46 [34-63]	64 [53-77]
	CO_2	22 [1-44]	37 [21-59]	51 [36-70]	73 [55-90]

GHG：温室効果ガス（Greenhouse Gas）
CO2のほか、メタン、一酸化窒素、代替フロン等

世界の気候訴訟

2019年　オランダ・アージェンダ事件
2020年　韓国・若者気候訴訟
2021年　ドイツ・ノイバウアー事件
2024年　スイス・シニア女性の会事件

国による不十分な気候変動対策や
不十分な温室効果ガスの排出削減目標が
市民の権利、人権を侵害するものであるとして
違法もしくは違憲であるとの判決が出されている

国際司法裁判所（ICJ）

「気候変動に関する国家の義務についての勧告的意見」

（2025年7月23日）

① 環境に対する重大な損害を防止する義務

② 共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則

③ パリ協定における目標は「1.5℃」

④ NDC：その締約国が達成できる最高水準の野心

⑤ 清浄で健康的かつ持続可能な環境は、生命への権利、
健康への権利など、多くの人権を享受するための前提条件

日本の法政策

環境基本法（2条2項）

温暖化対策推進法

2条の2 ： パリ協定・・・の実現を旨として・・・（2021年改正）

8条1項 ： 地球温暖化対策計画

気候変動適応法（2018年6月）

エネルギー政策基本法

第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日閣議決定）

GX推進法（2023年5月）

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）

日本の年平均気温偏差（1989～2024年）

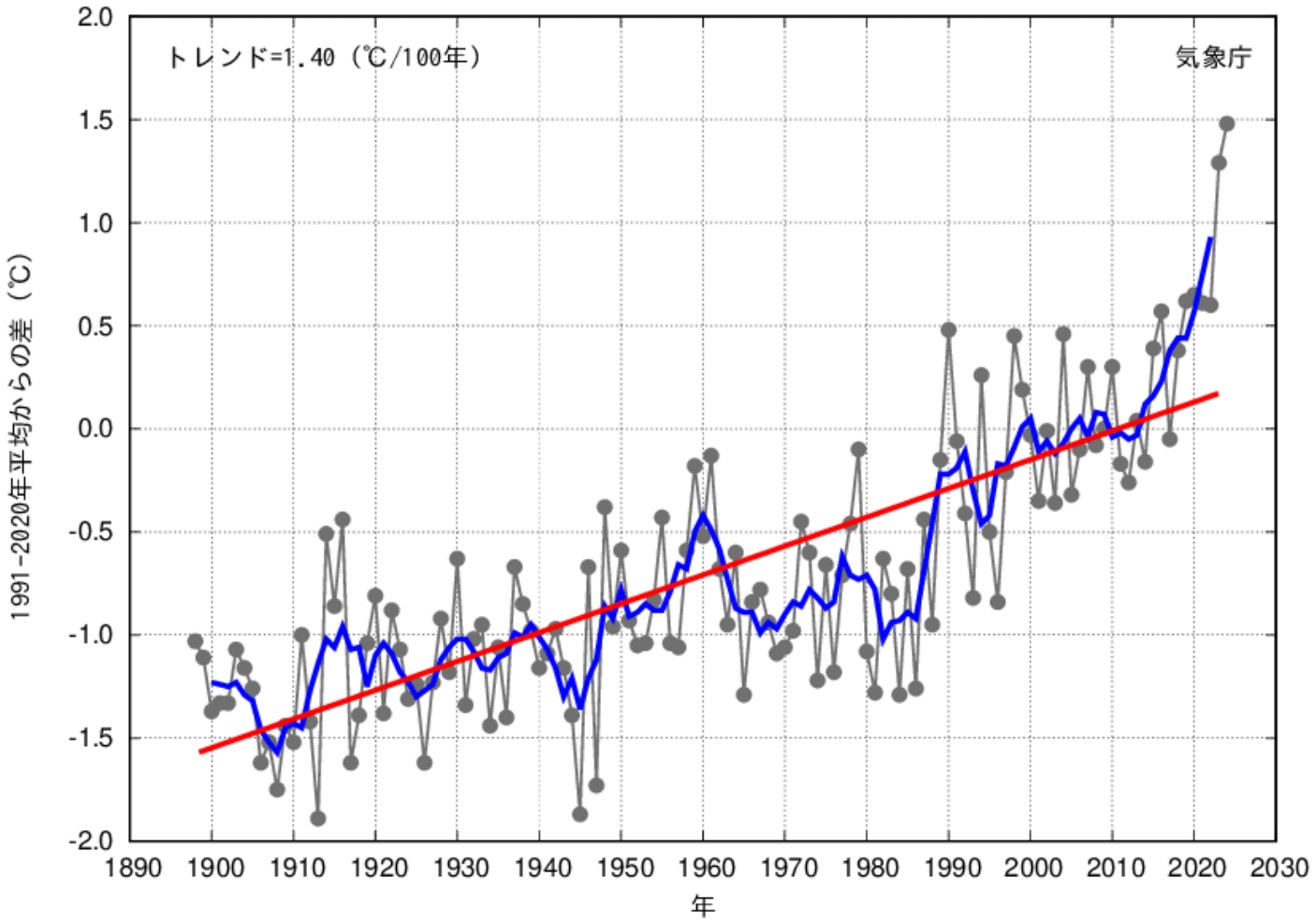

暑さ指数（WBGT）

人体と外気との熱のやりとりに着目し、湿度、周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標

	5月	6月	7月	8月	9月
ほぼ安全 (WBGT:21未満)	0.60	0.00			0.00
注意 (WBGT:21以上25未満)	0.75	0.60	0.00	0.00	0.23
警戒 (WBGT:25以上28未満)	1.46	0.73	0.44	0.42	0.73
厳重警戒 (WBGT:28以上31未満)	1.73	1.47	1.03	0.93	1.24
運動中止 (WBGT:31以上)			10.50	3.40	5.00

倍率は以下のように計算しています。

倍率＝（2015～2024年の10年間の平均日数）÷（1991～2000年の10年間の平均日数）

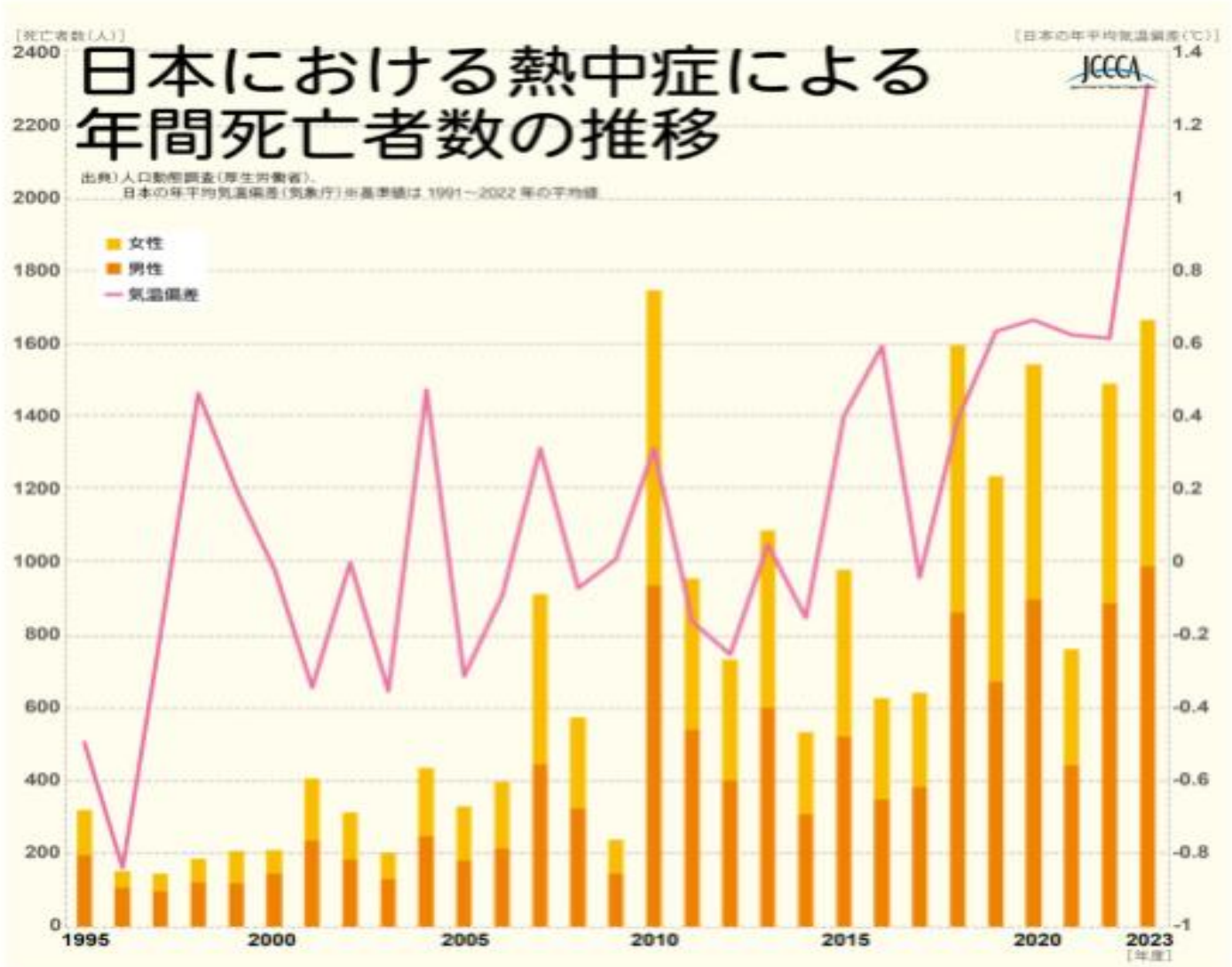

出典）人口動態調査（厚生労働省）
日本の年平均気温偏差（気象庁）

2008～2025年の熱中症による緊急搬送状況

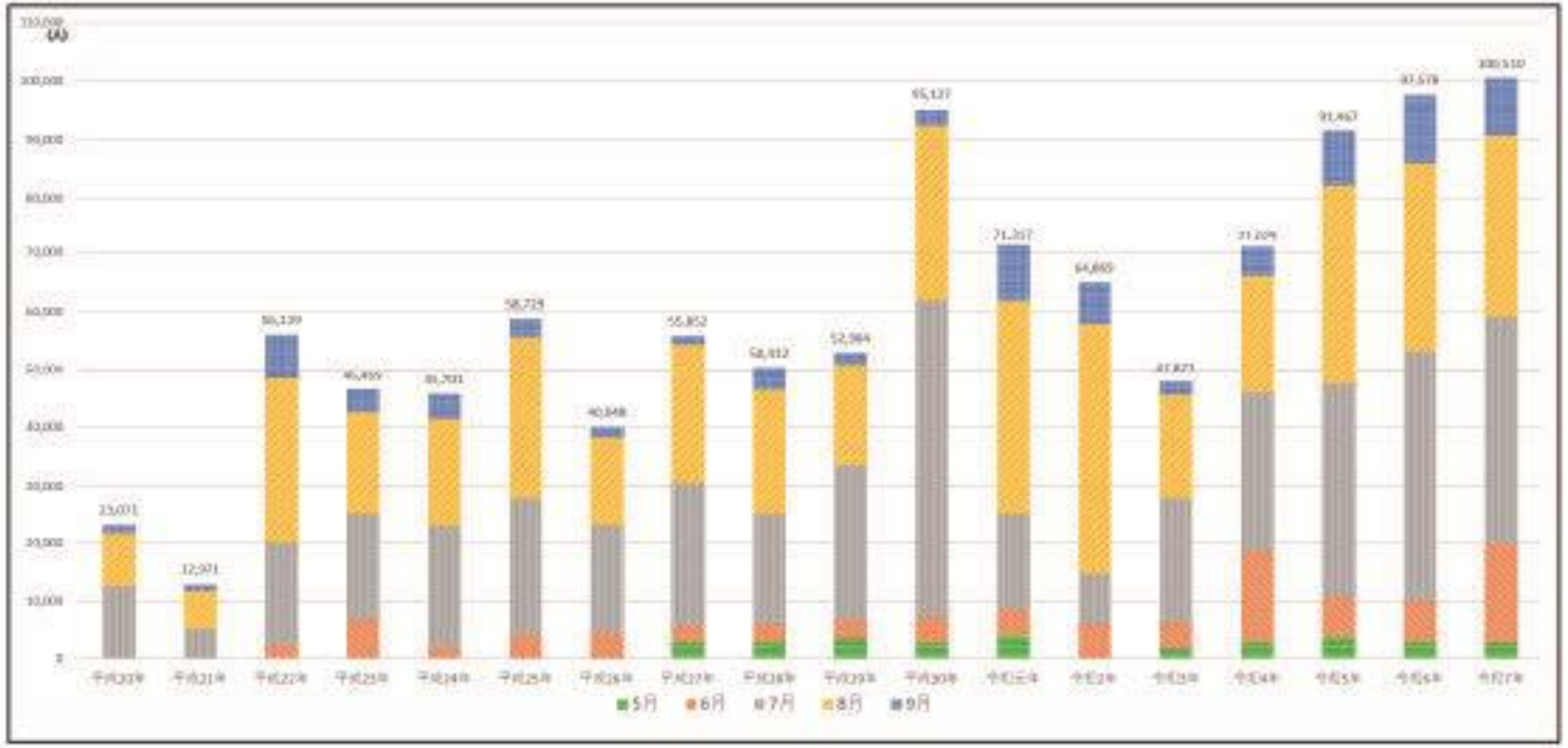

気候変動による農業・林業・水産業への影響

分野	大項目	No.	小項目	前回（2015）			今回（2020）		
				重大性	緊急性	確信度	重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業（117→339）	農業	111	水稲	●	●	●	● ●	●	●
		112	野菜等	—	▲	▲	◆	●	▲
		113	果樹	●	●	●	● ●	●	●
		114	麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	●	▲	▲
		115	畜産	●	▲	▲	●	●	▲
		116	病害虫・雑草等	●	●	●	●	●	●
		117	農業生産基盤	●	●	▲	●	●	●
		118	食料需給				◆	▲	●
	林業	121	木材生産(人工林等)	●	●	■	●	●	▲
		122	特用林産物(きのこ類等)	●	●	■	●	●	▲
	水産業	131	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲	●	●	▲
		132	増養殖業	●	●	■	●	●	▲
		133	沿岸域・内水面漁場環境等				● ●	●	▲

※ 分野名の下の括弧内の数字：前回影響評価からの文献数の変化
（複数分野で引用している文献（65件）は含まない）
※ 赤字　：前回の影響評価からの追加項目
※ 網掛け：評価が上方修正された箇所

重大性	緊急性	確信度
●：特に重大な影響が認められる ◆：影響が認められる —：現状では評価できない	●：高い ▲：中程度 ■：低い —：現状では評価できない	●：高い ▲：中程度 ■：低い —：現状では評価できない

日本近海の平均海面水温の推移

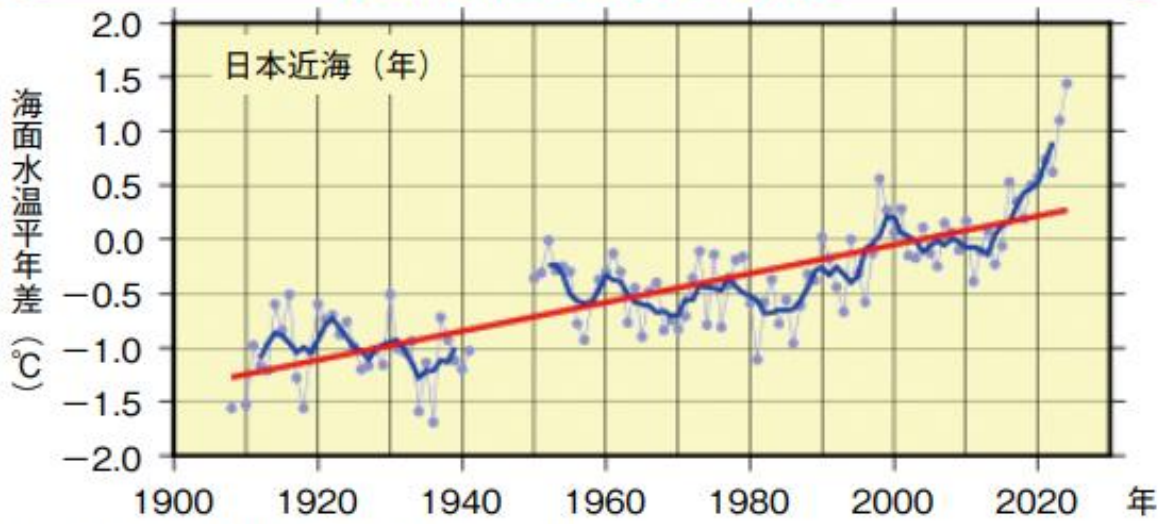

資料：気象庁「海面水温の長期変化傾向（日本近海）」より抜粋
注：図の青丸は各年の平年差を、青の太い実線は5年移動平均値を示す。赤の太い実線は長期変化傾向を示す。

サンマ・スルメイカ・サケの漁獲量の推移

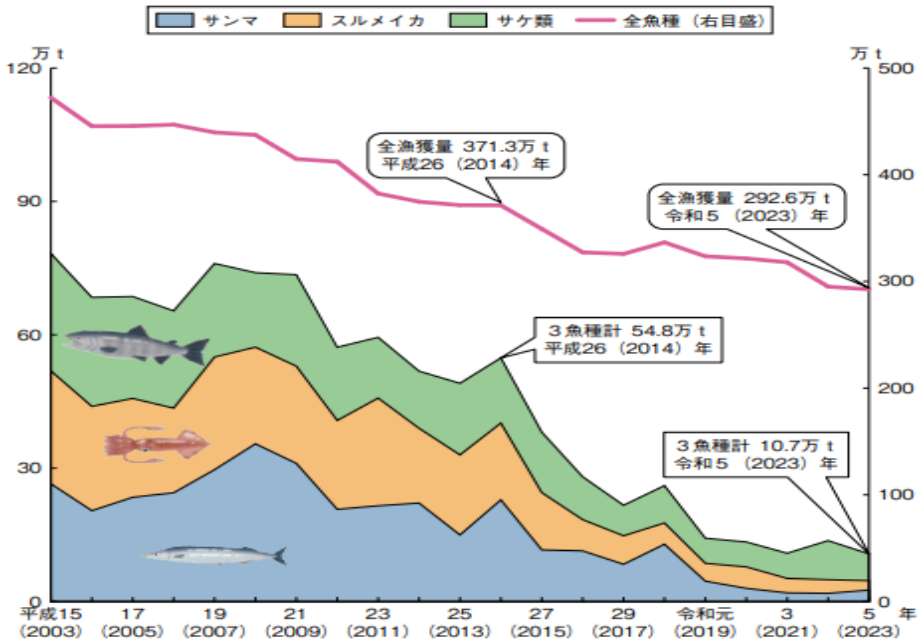

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」
注：スルメイカは、遠洋底びき網（南方水域）及びいか釣のうち、日本海水域以外で漁獲されたものを含まない。

三重県気候変動適応センター

- 松阪市立天白小学校では、連日の猛暑による教室内の温度の高さが理由で、夏休み直前の2018年7月19日と20日の午後の授業が急遽中止となった
- 猛暑の被害を避けるため、かつて10 月に開催されていた運動会について、松阪市内の半数ほどの小学校では、春に開催するよう変更
- 名張市の市民プールでは、2018年、プールの気温と水温が異常に高くなったことから、午後の半日が9回も利用中止となった。
  2019年も10回の利用中止となっており、7月31日から8月17日の間で、午前午後ともに営業できたのは、わずか4日間だけであった

100年に一回の極端な高温の発生頻度と強度の変化

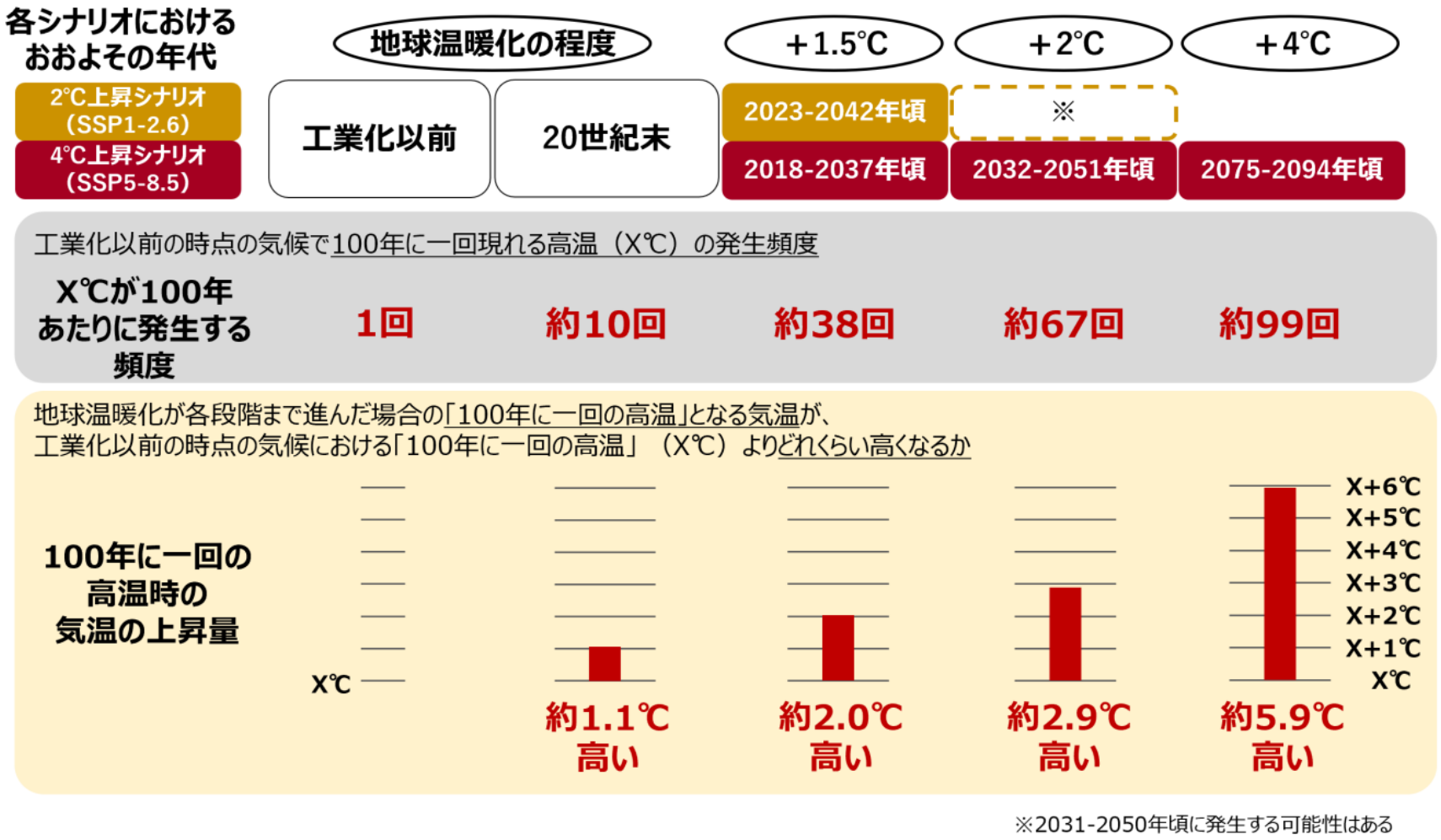

※2031-2050年頃に発生する可能性はある

100年に一回の極端な大雨の発生頻度と強度の変化

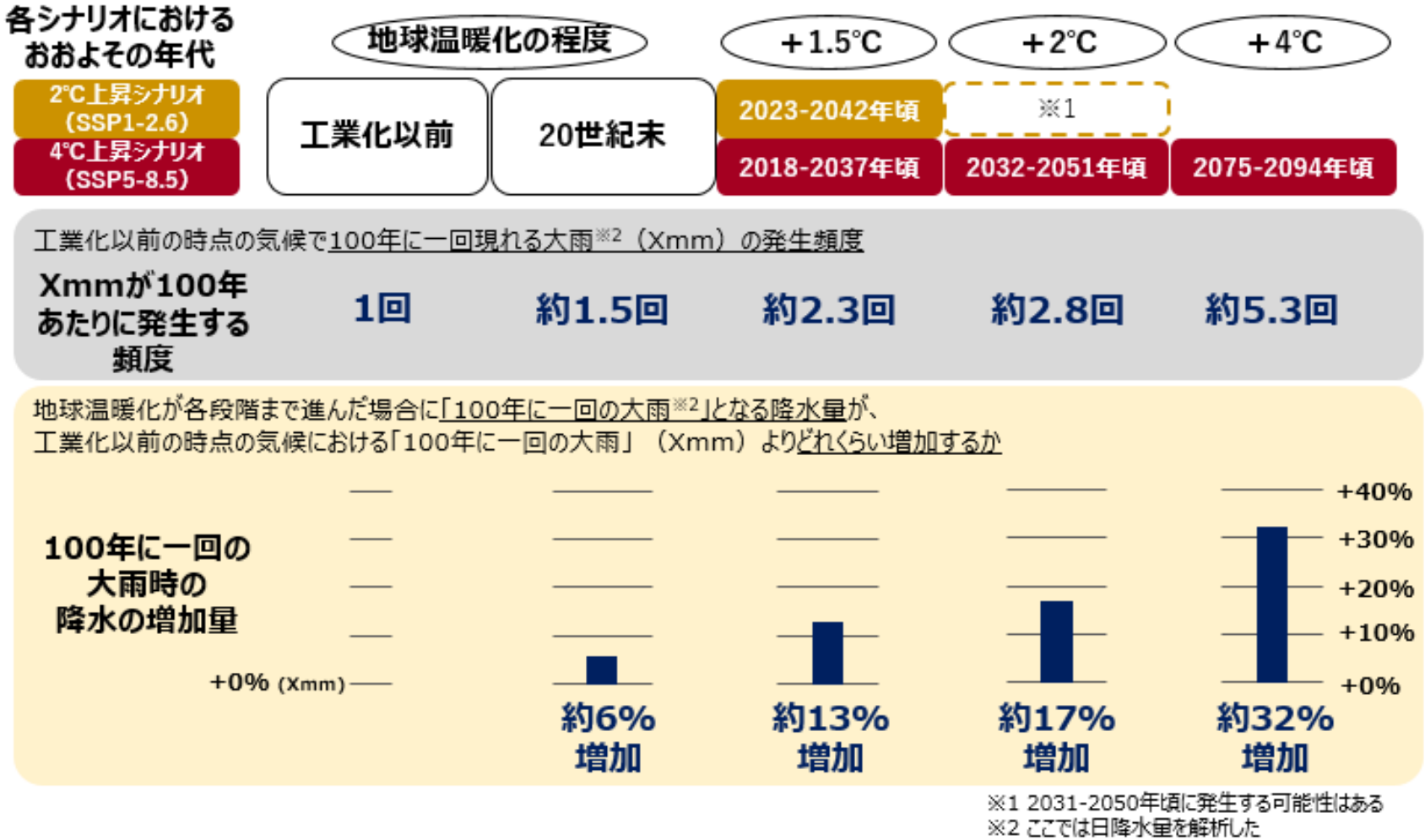

※1 2031-2050年頃に発生する可能性はある
※2 ここでは日降水量を解析した

被侵害利益

現に発生している権利侵害

① 生命・健康

② 営業権

③ 財産権

④ 子どもの成長する権利

⑤ 環境権

清浄で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利

科学的に予測される将来の気候変動

平穏生活権

（気候享受権）

平穏生活権

人格権（憲法13条、25条）から導かれる人権

13条後段：幸福追求権

25条 ： 社会的生存権

単なる不安感や危惧感ではなく、生命・身体に対する侵害の危険が、
一般通常人を基準として深刻な危機感や不安感となって、
精神的平穏や生活を侵害していると評価される場合には、
人格権の一つとしての平穏生活権の侵害となる
（淡路剛久教授）

平穏生活権

原告らが**平穏生活権が包摂する権利**として挙げるもののうち、
原子力発電に関わる放射性物質によって
汚染されていない環境において生活し、
放射線ひばくによる健康影響への
恐怖や不安にさらされることなく平穏に生活する利益
（**放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益**）
が、法律上保護される利益であることは・・・明らかである
（前橋地判2017年3月17日）

平穏生活権

通常人ないし一般人の見地に立った社会通念を基礎として・・・
当該移転をしないことによって具体的な健康被害が生じることが
科学的に確証されていることまでは必要ないものの、
科学的知見やその他当該移転者の接した情報を踏まえ、
健康被害について、
単なる不安感や危惧感にとどまらない程度の危険を避けるために
生活の本拠を移転したものといえるかどうか
（前橋地判2017年3月17日）

平穏生活権

気候変動に伴う極端な高温や異常降水、災害、農作物の不作等により
生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことなく
安定した気候の下で平穏に生活する権利
（気候享受権）

現に発生している権利侵害
＋
科学的に予測される将来の気候変動

事態は確実に進行し、人権侵害がさらに苛烈なものとなっていく
具体的な危険性

国の義務

パリ協定締約国としての削減義務

共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則

ICJ 勧告的意見



1.5℃目標と整合する温室効果ガス排出削減義務

違法性 ① 行政計画の違法

1.5℃目標のためのNDC（2019年比）

	IPCC報告書削減目標	日本（2013年比）
2030年	43%	39%（46%）
2035年	60%	52%（60%）
2040年	69%	67%（73%）

日本の排出削減の現状と次期NDC（Nationally Determined Contribution）水準

2030年度46%削減、2050年ネットゼロを堅持。その間の経路が論点。

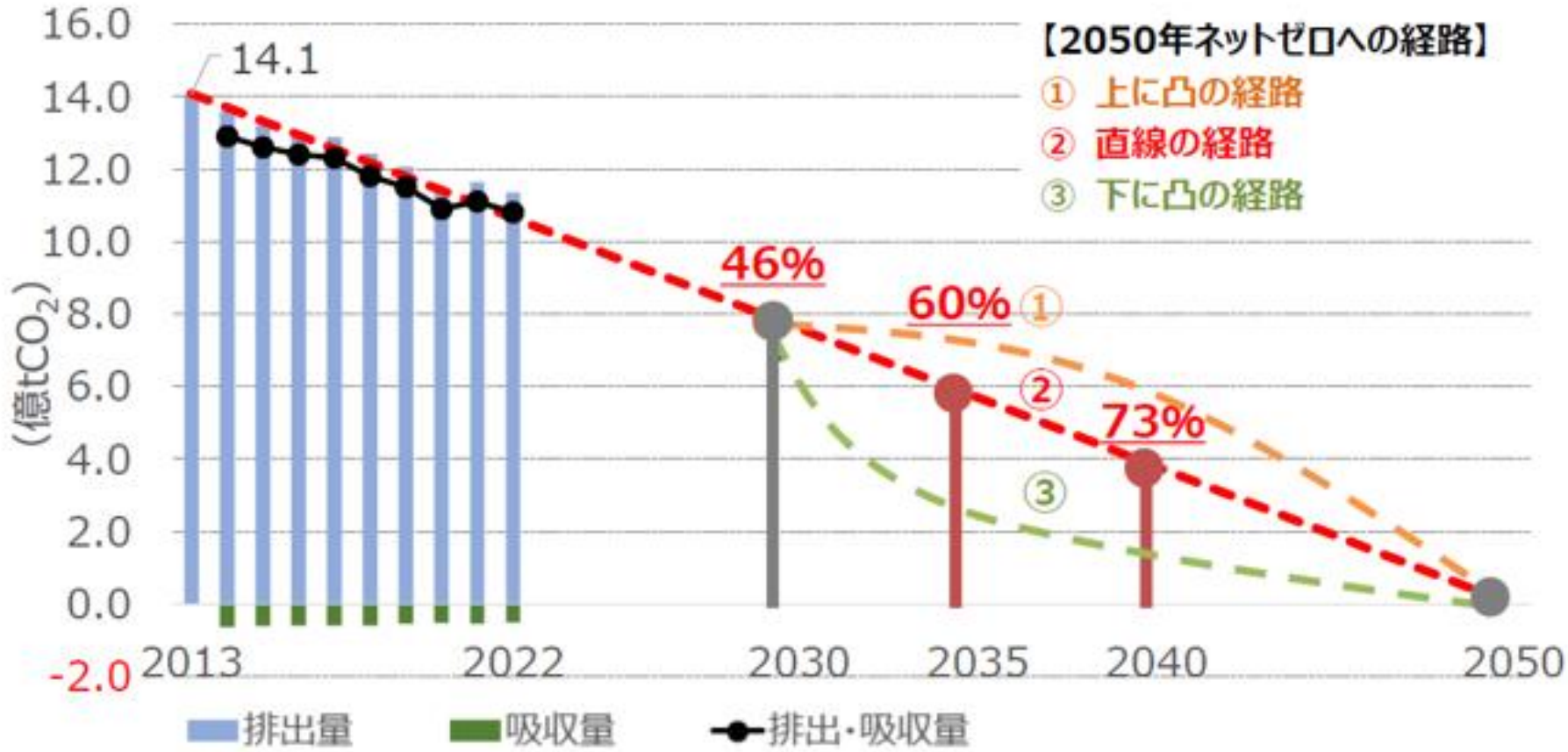

違法性 ② 立法不作為

① 憲法上保障され又は保護されている権利利益を
合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが
明白であるにもかかわらず　→　現に進行する権利侵害

② 国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の
立法措置を怠る場合　→　遅くとも 2023年12月時点では
1.5℃目標を達成するための
実効的な立法措置を執るべき注意義務